沖縄県ヒアリ対策総合マニュアル(Ver.1.0)

2020年 2月

沖縄県

目次

1	全体の流れ					
	本マニュアルの目的					
	1.2 本マニュアルの使い方	5				
	1.3 侵入段階に合わせた対処	6				
2	各対応マニュアル					
	2.1 ヒアリ未侵入時の対策					
	2.1.1 コンテナヤード内モニタリング					
	2.1.2 コンテナヤード外・周辺モニタリング					
	2.1.3 調査方法	8				
	2.2 ヒアリ初侵入・第一発見時の対応	9				
	(I) ヒアリ発見時の対応	10				
	(Ⅱ)情報共有体制	12				
	(Ⅲ) 初期対応	14				
	初期対応 A コンテナヤードで発見した場合(当該コンテナ不明の場合)	14				
	初期対応 B コンテナヤードで発見した場合(当該コンテナが特定できた場合)	16				
	初期対応 C デバン中に発見した場合	18				
	初期対応 D 内陸部で発見した場合	20				
3	一般市民からの情報提供対応					
	3.1 一般の市民からの情報提供対応の流れ	22				
	3.2 関係機関一覧	24				

4 その他

4.1 ヒアリについて	27
4.1.1 ヒアリとは	27
4.1.2 ヒアリの基本的な生態	27
4.1.3 ヒアリの世界的な分布域	29
4.2 ヒアリの見分け方	30
4.2.1 ヒアリの見分け方	30
4.2.2 ヒアリの女王アリ	31
4.2.2 沖縄に生息する間違えやすいアリとヒアリとの違い	32
4.3 ヒアリ対策に使用するもの	34
4.3.1 ヒアリ採集道具	34
4.3.2 殺虫剤	35
4.4 对象別普及戦略	37
4.5 ヒアリに刺された場合	38
4.5.1 ヒアリ毒と症状	38
4.5.2 ヒアリに刺された場合の対処法	38
4.5.3 注意点	38

資料

- 資料1 誘引餌トラップ調査方法
- 資料 2 目視調査方法
- 資料3 粘着トラップ調査方法
- 資料4 普及啓発について

1 全体の流れ

1.1 本マニュアルの目的

南米原産のヒアリは攻撃性が高く、在来アリの駆逐などによる生態系の破壊、刺された場合のアナフィラキシー症状(体質による)、農業への被害等、様々な影響を及ぼすことが懸念されている。

日本においてピアリは「特定外来生物」に指定されており、2017年に初めて日本国内で発見されてから特に侵略性の高い外来種として監視体制が強化されてきた。沖縄県内では沖縄県対策外来種リストにおいて、まだ定着はしていないが侵入した際の生態系への影響が大きい外来種である「重点予防種」に指定されている。

ヒアリの被害を最小限に抑えるためには、早期発見・早期防除が必要不可欠であり、そのためには県内外の機関が連携して対策に取り組むことが求められる。

本マニュアルは、万が一ヒアリが沖縄県で発見された場合に、各機関が速やかに防除処理を行えるように、 沖縄県のヒアリ等対策事業*1及び県内の関係機関の協力のもと作成したマニュアルである。

※1 平成28年度-31年度 沖縄県外来種対策事業(ヒアリ等対策)

1.2 本マニュアルの使い方

本バージョンは、最もヒアリ侵入のリスクが高いと思われる沖縄本島那覇港湾をモデルとして作成した。今後、この体制を空港や離島を含む県内全域に適応できるよう、検討を重ねていく必要がある。

日本におけるヒアリ防除は現在も発展途上であり、今後の研究結果や知見をもとに、適宜追加修正を加えていく必要がある。

本マニュアルは環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」の方針に基づき、より沖縄地域の状況に即したマニュアルとして調整のうえ作成されている。



ヒアリの見分け方については、P30参照

1.3 侵入段階に合わせた対処

県内への侵入・定着状況および生態系等への影響を考慮すると、各侵入段階で必要対処が異なる。外来種区分は、沖縄県外来種対策指針に従った。

ヒアリ侵入段階	外来種 区分		必要な処置	主体機関		
未侵入	重点	コンテ・	ナヤード内モニタリング・・・・・・・P7-8	港環		
はまだ発見されていない段階		コンテ・	ナヤード外・周辺モニタリング・・・・・・・・P7-8	県		
	※区分を 問わが ま 対 実施	(I)	ヒアリ発見時の対応・・・・・・P10	発見者		
		(П)	情報共有体制 · · · · · · P12	港環県市町村		
侵入 発見 アリ自体は		※区分を 問わず 速やかに 対策を 実施	問わず		初期対応A コンテナヤードで発見した場合 (発生源コンテナ不明の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	港環
発見されたが、拡散までは至ってはいない状態			(III)	初期対応B コンテナヤードで発見した場合 (発生源コンテナが特定できた場合)・・・・・・・・・・P16	港環	
			(2)	初期対応C デバン中に積荷もしくはコンテナ内で発見した場合・・・・・・P18	港環県	
			初期対応D 港湾地域以外の内陸部で発見した場合・・・・・・・P20	環県		
定着	重点対策種	県内広	「域モニタリング	環県		
分布域が県内広域に拡		根絶処	·····································	環県		
散されている段階		地域住	民の安全確保	県市町村		

各主体機関: 港・・・港湾管理者、環・・・環境省、県・・・沖縄県、 発見者・・・第一発見者・発見機関、「市町村」・・・市町村